



島根県報

平成16年 6 月25日 (金)
第 1,584 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
解除予定保安林	(森 林 整 備 課) 1
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (2 件)	(") 1
国土調査の指定	(用 地 対 策 課) 2
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課) 3
道路の供用開始	(") 3
都市計画事業の認可	(下 水 道 推 進 課) 3
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課) 4
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課) 5
特定調達公告	
島根県立こころの医療センター (仮称) 整備・運営事業に係る競争入札の参加資格等	(医 療 対 策 課) 5

告 示

島根県告示第662号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。
平成16年 6 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
隠岐郡西郷町大字中村字荷場山858 11、858 16、858 35
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第663号

平成16年島根県告示第599号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定に基づき、その通知の内容を益田市役所及び匹見町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。
平成16年 6 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所				不 明 確 である 通知の 相手方	
(市)郡	(町)村	大字	地 番	保安林の所有者	住所
(益田)	(白岩)		□310から□312まで、□312内1、□313から□320まで、□320続1、□321から□324まで、□324続1、□324続1、□325、□326、□385、□385内1、□385続1、□385内2から□385内5まで、□385 6、□385 7、□385内8から□385内13まで、□385 14、□385内15から□385内17まで、□385 18、□385 20、□385 23	黒谷真司	広島県東広島市高屋町 大字中島1088 1
美濃	匹見	澄川	イ499、イ1889、イ1889内1からイ1889内3まで、イ1896 3、イ1896内4	大平朋一	美濃郡匹見町大字澄川 イ671 3

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第664号

平成16年島根県告示第638号で保安林予定森林とされた次の森林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を旭町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年6月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 森林の所在場所及び不明である通知の相手方

森 林 の 所 在 場 所					不 明 確 である 通知の 相手方	
郡 名	町 名	大 字	字	地 番	森林の権利者	住 所
那賀	旭	都川		2515 4	無限責任都川 信用購買販売 利用組合	那賀郡旭町大字都川799 2

2 保安林の目的
水源のかん養

島根県告示第665号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成16年6月25日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成16年 6 月16日	吉田村	吉田村大字曾木字矢入	告示の日から平成16年 9 月30日まで
平成16年 6 月16日	吉田村	吉田村大字吉田字芦谷	告示の日から平成16年 9 月30日まで

島根県告示第666号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年 6 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する土 木事業所の 名称	備 考	
		区 間	変更前 後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	玉湯吾妻山 線	仁多郡仁多町大字八代 216番 1 地先から同大 字214番15地先まで	前	メートル 7.00	メートル 20.00	木次土木 建築事務所 仁多土木 事 業 所	道路改良工事 拡幅
			後	11.50	20.00		

島根県告示第667号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所及び土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年 6 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する土 木建築事務 所及び土木 事業所の名 称	備 考
県 道	小田停車場 線	簸川郡多伎町大字多岐833番 1 地先から 同大字879番 1 地先まで	メートル 39.60	平成16年 6 月25日	出雲土木 建築事務所	
"	玉湯吾妻山 線	仁多郡仁多町大字八代216番 1 地先から 同大字214番15地先まで	20.00	"	木次土木 建築事務所 仁多土木 事 業 所	

島根県告示第668号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月25日

島根県知事 澄田信義

1 施行者の名称

温泉津町

2 都市計画事業の種類及び名称

温泉津都市計画下水道事業

温泉津町公共下水道

3 事業施行期間

平成16年6月25日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

島根県邇摩郡温泉津町温泉津字千軒畑。

(2) 使用の部分

島根県邇摩郡温泉津町温泉津字千住畑、字千軒畑、字玉江畑、字信楽、字坂、字日村東平、字和布千平、字水谷、字蝶螺、字螺尻、字札ノ辻、字龍燈山、字沖浦町、字岩崎町、字温泉津灘、字本町、字稻荷町、字見宝山、字寺町、字四ツ角、字中町、字三宅畑、字上町ノ内、字長岳畑、字護山、字龍ヶ畑、字護光山、字上町ノ内、字温泉山、字上町、字延命、字牡丹、字福井、字羽出庭畑、字染井畑、字長命畑、字梅ヶ畑、字六軒畑、字茶園畑、字駒畑、字鎧畑、字響畑、字畑、字馬路畑、字半夏畑、字鶏頭畑、字大師神、字垂水畑、字鳶ノ巣、字杉廻、字泉畑、字温泉津山、字八尾畑、字藤枝、字和泉畑、字一守畑、字加納畑、字真弓畑、字杉ノ峠、字雛見畑、字境畑、字杣畑、字野崎、字平戻、字大隈畑、字篠原畑、字竹ヶ迫、字大野、字花ノ岡畑、字東濱、字蜜柑、字三屋畑、字夏見畑、字次浪畑、字葉室畑、字御園、字岡野、字富岡、字長岡、字稲積、字梅津畑、字百合畑、字轆穂、字藤代、字能見及び字松崎並びに温泉津町温泉津大字小浜字波路浦、字波路浦道の下、字元社、字森、字森ノ本、字森ノ上、字宮ノ上、字横貝、字神西堂、字橋ノ楳、字札場、字東濱、字蛭子社、字戒町、字本町、字下濱田、字基畑、字上ノ山、字寺ノ奥、字衣替、字神應庵跡、字寺前、字宮ノ前、字宮畑、字宮田、字杉迫、字寺向畑、字砂畑、字京免、字上濱田、字坪ノ内、字畔ノ本、字坪ノ内畔ノ上、字切石、字岩根、字逢仙名、字川原田、字法泉名、字小神田、字市山田、字フケ、字大神田、字グロノ本、字畔ノ本、字中垣内、字品中田、字篝迫、字榎ヶ坪、字小田平、字ケズ田、字前田、字ズリ岩、字森ノ下、字西濱、字西町、字舟ノハヤ、字地大、字濱田川、字鳥籠畑、字宮代、字堀越、字寺ノ前、字大宮田、字井ノ本、字瓜田、字公事田、字石垣、字小坂本、字戒面、字大工田及び字井ノ迫地内。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月25日

島根県知事 澄田信義

1 申請のあった年月日

平成16年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 多文化共生と人権文化L A S

3 代表者の氏名

福原孝浩

4 主たる事務所の所在地

益田市遠田町1451番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、石見地域及び近隣住民等に対して、人権教育の理念と多文化共生の思想を根底にすえた自己啓発・他者への訴え・課題解決に関する事業を行うことにより、異なった国・地域・文化に生きる者や被差別者の社会参加と共生の実現、並びに人権を基本とした社会システムの実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年 6 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

益田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告します。

平成16年 6 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 事業概要

(1) 事業名

島根県立こころの医療センター（仮称）整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等

建 物	病院本体：14,000㎡程度（新築） 若松分校： 900㎡程度（新築） 職員宿舎： 2,061㎡ （既存、継続使用） 現 病 院：12,827㎡ （既存、解体撤去）
土 地	〔本計画施設敷地〕 島根県出雲市下古志町 県農業試験場内桑園跡地（県有地）

	約42,000㎡ 〔職員宿舎敷地〕 島根県簸川郡湖陵町大字大池 4,411㎡ 島根県出雲市天神町 1,104㎡ 〔現病院敷地〕 島根県簸川郡湖陵町大字大池240番地 63,954㎡
病 床	精神病床 242床
部門・病棟	部門構成： 外来部門、 診療部門、 供給部門、 管理部門、 病棟部門、 若松分校 病棟構成： 集中治療病棟（閉鎖病棟）、 多機能病棟（閉鎖病棟）、 リハビリ 病棟（開放病棟）、 リハビリ 病棟（開放病棟）、 若松病棟（開放病棟）
供用開始	平成19年度中
特記事項	若松病棟に入院する児童・生徒が通学する院内分校（若松分校）もあわせ移転改築を行う。

(3) 用語の定義

ア 本計画施設

本計画施設とは、島根県立こころの医療センター（仮称）の施設（病院本体、若松分校、附属建物（駐輪場・屋外プール等）、外構（舗装、排水、門、囲障、よう壁、構内通路、駐車場、ミニグラウンド、菜園、調整池、サイン、掲示板、案内板、ベンチ、植栽、庭園及びこれに類するものをいう。）及び関連する設備・備品）をいう。なお、現在の県立湖陵病院（以下「現病院」という。）、既存職員宿舎、進入路（橋梁部分を含む。以下「進入路」という。）は本計画施設には含まない。

イ 本計画事業

本計画事業は、「島根県立こころの医療センター（仮称）整備・運営事業」をいい、本計画施設を整備し、現病院から県農業試験場内桑園跡地（出雲市下古志町）に患者及び備品等の移送などを行い、現病院を解体撤去するとともに、本計画施設の維持管理等を行い、かつ、既存職員宿舎の保守管理などを実施する事業である。

(4) 事業内容

ア 事業方式

本計画事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、選定事業者（本計画事業の実施を目的に落札者等の出資によって設立された特別目的会社であり、かつ、本計画事業に関し島根県と契約関係を有する特別目的会社をいう。以下「選定事業者」という。）が新たに本計画施設の設計・建設等を行い、本計画施設を県に譲渡・所有権を移転の上で、本計画施設の維持管理等業務及び現病院の解体撤去並びに既存職員宿舎の保守管理業務などを行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

イ 事業期間

本計画事業の事業期間は、県と選定事業者との事業契約締結日を開始日とし、選定事業者から県への本計画施設の譲渡・所有権移転の日の翌日より満15年後の維持管理等業務満了日を終結日とする。

ウ 業務内容

本計画事業の業務内容は下記(ア)～(オ)の業務とする。

なお、下記(ア)～(オ)に含まれない病院事業の経営、診療行為及び医療関連サービスの提供、並びに、医療機器の調達・更新（県が別途指示するものを除く。）については、従来どおり県が行う。

(ア) 本計画施設の整備業務

- a 本計画施設の整備に係る事前調査及びその関連業務
- b 本計画施設の整備に係る設計（基本設計、実施設計）及びその関連業務（進入路の設計は含まない。）
- c 本計画施設の建設工事及びその関連業務（造り付け家具等を含む。進入路の建設工事は含まない。）
- d 県が示す本計画事業の運営に必要な備品の選定、調達及び設置業務

- e 工事監理業務
- f 周辺影響調査・対策業務
- g 電波障害調査・対策業務
- h 本計画事業の実施に必要な各種申請等業務
- i 県が行う補助金・許認可等申請の補助業務

(イ) 本計画施設への移転関連業務

- a 現病院の解体撤去業務
- b 現病院から本計画施設への引越し業務（移転時の患者搬送業務、不要備品の廃棄業務を含む。）
- c 県への所有権の移転に関する業務

(ウ) 本計画施設の維持管理等業務及び既存職員宿舎の保守管理業務

- a 本計画施設の建物（造り付け家具等を含む。）維持管理業務（点検、保守、修繕等）
- b 本計画施設の設備維持管理業務（運転・監視、点検、保守、修繕等）
- c 本計画施設の外構維持管理業務（点検、保守、修繕等。ただし、進入路は含まない。）
- d 本計画施設の備品維持管理業務（点検、保守、修繕等）
- e 既存職員宿舎の保守管理業務（点検、保守、修繕等）
- f 本計画施設の清掃業務
- g 本計画施設の環境管理業務（廃棄物回収、害虫等駆除及び環境測定等）
- h 本計画施設の植栽管理業務
- i 本計画施設の保安警備業務（夜間休日を対象とし、警備業務のほか、受付及び電話交換等の業務を含む。）
- j 患者搬送等業務（入院患者及び外来患者等の送迎等。選定事業者が調達する車両の管理を含む。）

(エ) 大規模修繕業務

- a 本計画施設の建物の大規模修繕
- b 本計画施設の設備の大規模修繕
- c 本計画施設の外構の大規模修繕

(オ) 患者利便施設運営

- a 売店施設の運営
- b 理髪施設の運営
- c 自動販売機の運営
- d コインランドリーの運営
- e 公衆電話機の管理

2 募集、選定方法

(1) 基本事項

選定事業者の募集、選定に当たっては、地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札方式にて行うこととする。

なお、本計画事業は、WTOに基づく政府調達に関する協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令及びこれらの関係規定が適用されるものである。

(2) 審査の基本的考え方

総合評価一般競争入札に係る審査は2段階で行う。1次審査では、入札参加資格要件の確認及び本計画事業に係る基本的考え方について審査を行い、2次審査では、提案内容及び提案金額の審査を行う。

3 入札参加資格

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者（本計画事業に係る募集選定手続において参加意思表明書を提出した単独企業もしくは企業グループをいう。以下同じ。）の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、単独企業若しくは企業グループで、必要な資金の確保を自ら行った上で本事業を遂行する能力を有する者とする。なお、グループで入札する場合は、当該グループ構成員（企業グループで入札に参加する場合において、入札参加者として連名で参加意思を表明した企業をいう。以下同じ。）を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業名での入札を行うこととする。

イ 入札参加者は、アに定める遂行する能力について、以下の基準を満たしているものであること。

(ア) 単独企業又は代表企業は、直近3期において債務超過の年度がないこと。

(イ) 代表企業以外のグループ構成員については、直近3期が連続して債務超過でないこと。

(ウ) 入札参加者は、直近3期が連続して経常赤字でないこと。

ウ 請負事業者（本計画事業について、選定事業者との契約により、本計画事業の一部を実施する企業をいう。以下同じ。）には、設計・監理及び建設を担当する企業（請負事業者として設計・監理及び建設を担当する企業について、以下「設計等担当企業」という。）が必ず含まれていなければならない。なお、設計等担当企業は、設計・監理、建設に係る業務の一部を受託事業者へ委託又は下請させることができる。ただし、受託事業者（請負事業者との契約により、本計画事業の一部を受託し、実施する企業をいう。以下同じ。）に対し委託又は下請させた場合においても、当該業務に関する責任は選定事業者が負うものとする。また、イ（イ）及びイ（ウ）について、グループ構成員以外の設計等担当企業においてもこれと同様とする。

エ 設計等担当企業については、1次募集に当たって、その企業名を明らかにすること。

オ 1（4）ウ（ウ）に掲げる業務のうち建物、設備及び外構の維持管理業務（a～cの業務）を行う請負事業者については、2次募集に当たって、その企業名を明らかにすること。

カ 入札参加者のグループ構成員は、他の入札参加者のグループ構成員となることはできないものとする。また、グループ構成員の変更は原則として認めないものとし、やむを得ない事情が生じた場合は県と協議を行い、県が書面をもって承認した場合に限り変更を行うことができるものとする。グループ構成員以外の設計等担当企業についてもこれと同様とする。

(2) 参加資格要件

ア 入札参加者（グループで入札する場合は、すべてのグループ構成員）は、次の要件をすべて満たすものであること。なお、グループ構成員以外の設計等担当企業についてもこれと同様とする。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 島根県の競争入札参加資格者名簿に登録されている者及びその営業を継承したと認められた者であること。

(ウ) 島根県の指名停止措置を受けていない者であること。

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立を行っていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立を行っていない者であること。

(オ) 手形・小切手の不渡りにより銀行取引停止となっていない者であること。

(カ) 過去1年間に於いて、島根県税を滞納していない者であること。

(キ) 県と本計画事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。

イ 設計等担当企業については、次の要件を満たすものであること。

(ア) 設計等担当企業のうち設計及び監理を行う企業は、精神病床100床以上の建築設計及び監理を元請けとして行った実績（設計・監理中のものを含む。）を有するとともに、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 設計等担当企業のうち建設を行う企業については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、同法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けて、総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。）に係る通知の請求を行っていること。

(ウ) 前記(イ)における建築一式工事の総合評定値が850点以上であること。

(3) 入札参加資格確認基準日

ア 入札参加資格確認基準日は、平成16年8月5日(木)とする。

イ 入札参加資格確認基準日の翌日以降であって落札者を決定するまでの間、入札参加者(グループで入札する場合は、すべてのグループ構成員)に属する企業が入札参加資格要件(3(2)イ(ウ)に定める要件を除く。以下同じ。)を欠くに至った場合又は入札参加資格確認を受けたグループ構成員を他の企業に変更した場合、県は、当該入札参加者を落札者選定のための審査対象から除外する。ただし、入札参加者に属する企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合において、県が別途指定する期間内に、前記入札参加資格要件を欠いたグループ構成員を除外し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行い、その内容を県が承諾した場合に限り、当該審査の対象とすることがある。

ウ また、落札者決定後であって県と事業契約を締結するまでの間、落札者(グループで入札し落札した場合は、すべてのグループ構成員)に属する企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合又は入札参加資格確認を受けたグループ構成員を他の企業に変更した場合、県は、当該落札者と契約を締結しない。ただし、落札者に属する企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合において、県が別途指定する期間内に、前記入札参加資格要件を欠いたグループ構成員を除外し、かつ、除外しても提案に至る全ての条件を満たすための手当てを行い、その内容を県が承諾した場合は契約を締結することがある。

エ ア~ウについて、グループ構成員以外の設計等担当企業もこれと同様とする。

4 入札手続き

(1) 入札説明書等の交付方法

入札に必要な入札説明書、同附属資料(様式集)、落札者決定基準書、性能要求水準書、基本協定書案、事業契約書案及びこれらに関連する附属資料(以下総称して「入札説明書等」という。)については、平成16年6月25日(金)から県ホームページで公表するので、必要に応じてダウンロードすること。なお、本公告に掲げるもののほか、詳細については入札説明書等による。

県ホームページアドレス <http://www.wah.pref.shimane.jp/kokoro-pfi>

(2) 1次審査での提出書類

本計画事業へ参加を希望する者は、入札説明書等に掲げる1次審査書類を県へ提出すること。

なお、県は、1次審査書類の提出締切後、遅滞なく入札参加者を公表する。

(3) 1次審査に係る提出書類の提出先等

ア 提出先窓口

提出先：島根県健康福祉部医療対策課 県立病院管理室

住所：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話：(0852) 22 6629

ファクシミリ：(0852) 22 6040

E-Mailアドレス：kokoro-pfi@pref.shimane.jp

イ 提出期限

平成16年8月5日(木)午後5時まで

ウ 提出方法

持参もしくは郵送とする。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(4) 2次審査

ア 2次審査での提出書類

1次審査において2次審査を受けることができるとされた者のみが入札に参加することができるものとし、1次審査通過者は、入札説明書等に掲げる2次審査書類(入札書類及び提案書類)を1次審査終了後、県が別途公表する期限までに提出すること。この場合、持参又は郵送のいずれかの方法により、(3)に定める提出先へ一括して提出すること。

なお、県は、2次審査書類の提出締切後、遅滞なく入札参加者を公表する。

イ プレゼンテーションの実施

2次審査書類の提出締切後から2次審査委員会開催までの間に入札参加者によるプレゼンテーションを実施する。
プレゼンテーションへ参加しなかった入札参加者は失格とする。

なお、プレゼンテーションの詳細については、1次審査終了後、別途指示する。

(5) 入札の取りやめ等

入札参加者等が連合、または不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札参加者等を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、募集選定手続きにおいて同様の行為が判明した場合についても、これに準じるものとする。

(6) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札説明書に示した入札参加者に必要な要件のない者が行った入札

イ 委任状を提出しない代理人が行った入札

ウ 参加意思表明書に記載されたグループ代表企業以外の者が行った入札

エ 代表企業の記名又は押印若しくは入札参加者の代理人の署名又は押印を欠く入札並びに入札件名を明示しない入札

オ 資格審査申請書類、入札書類又は提案書類に虚偽の記載をした者が行った入札

カ 誤字または脱字等により入札価格等の重要事項について明らかに意思表示が不明確な入札

キ 明らかに連合と認められる入札

ク 同一の入札について他者の代理人を兼ね、または2者以上の代理をした者が行った入札

ケ 同一の入札に対し、2通以上の書類提出がなされた入札

コ その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(7) 予定価格

本計画事業の予定価格は、9,151,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

この予定価格は、事業期間中に県が選定事業者を支払うサービス購入料の総額であるが、入札説明書で定める基準金利の確定や物価変動による増減額は含まない。

なお、算定根拠は公表しない。

(8) 開札手続き

開札においては入札価格が予定価格の範囲内か確認を行い、予定価格の範囲内の入札価格を提案した者を発表する。県が設定する予定価格の範囲内の入札価格を提案した入札参加者のみ、その後の提案内容審査の対象となる。なお、開札日時及び開札場所は、1次審査終了後、別途公表する。

(9) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

(10) 複数提案の禁止

入札参加者はひとつの提案しかできないものとする。

(11) 入札費用の負担

入札参加者の提案に係る一切の費用については、すべての入札参加者の負担とする。

(12) 使用言語

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

選定事業者は、次のいずれかの保証を付すものとする。ただし、選定事業者が個別の業務を委託または請け負わせた企業が、工により、県に対して保険金等を納付するための措置を講じる場合には、当該措置を証する書面（保険証券等）の県への提出をもって選定事業者が工の保証を付したものとみなす。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行等の保証

エ 事業契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

保証金等の額は、施設整備期間にあつては建設工事額（ 1 (4) ウ (ア) c 本計画施設の建設工事及びその関連業務（造り付け家具等を含む。進入路の建設工事は含まない。）に示す金額）の10分の1以上とする。なお、維持管理等期間にあつては支払を免除する。

上記に定める保証金等は、選定事業者の責に帰すべき事由により事業契約が解除された場合は、県に帰属するものとする。また、当該保証金等は、前記の場合を除き、本計画施設の引き渡し後速やかに県が選定事業者に返還する。

(3) 本公告に関する問い合わせ先

4(3)アに同じ。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract : design, construction, maintenance and operation of the “ Shimane Prefectural Mental Care Center ” under PFI-BTO method.

Public facilities : Shimane Prefectural Mental Care Center.

(2) Application for tender : 5:00p. m., 5 August, 2004

(3) Contact Point for more information.

Prefectural Hospital Administrative Office, Medical Service Policy Division, Department of Health and Welfare, Shimane Prefectural Government

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501, Japan

Telephone : 0852-22-6629

E-mail : kokoro-pfi@pref.shimane.jp

